平成２９年１２月５日

三股町長　木佐貫辰生　様

 三股町養護老人ホーム清流園のあり方検討委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　西村　尚彦

三股町養護老人ホーム清流園のあり方検討委員会の協議結果について(答申)

平成２９年１０月１２日に本委員会に諮問がありました三股町養護老人ホーム清流園の今後のあり方に関する事項、及びその他委員会が必要と認める事項について、平成２９年１０月１２日から平成２９年１１月２７日までの間、協議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

三股町養護老人ホーム清流園のあり方に関する事項（答申）

平成２９年１２月

三股町養護老人ホーム清流園

あり方検討委員会

１　諮問事項

（１）三股町養護老人ホーム清流園の今後のあり方に関する事項

（２）その他委員会が必要と認める事項

２　答申

（１）三股町養護老人ホーム清流園の今後のあり方について

三股町養護老人ホーム清流園は、平成３１年４月１日を持って民間譲渡することが妥当であると答申します。

（２）民間譲渡が妥当とする理由

①平成31年3月31日をもって指定管理者の指定が終了する。指定期間満了にあたり、指定管理者であるやまびこ会に今後の運営方針についての聞き取りを行った結果、現状の指定管理体制の運営には多大な施設建設費・維持管理費が必要であることや施設建替え費用の捻出が困難であるとの回答を受けたため。

②今後、施設の老朽化に伴う改修、建替えに多大な経費が必要となってくる。施設の建替え等に係る補助金は社会福祉法人が対象であり、市町村は対象外であるため。

　③県内にある養護老人ホーム33施設の設置運営状況は自治体直営2箇所、指定管理11箇所、民設民営20箇所であり民営化が進んでいるため。

　④直営体制の運営は多様化する入所者サービスへの対応が難しくなってきており、より専門的な技術と経営ノウハウを有する民間事業者の経営に委ねることが良質なサービスの安定供給と迅速な対応が可能になると思われるため。

（３）民間譲渡にあたっての基本方針

民間譲渡にあたっての基本方針については、町民等に公表して広く意見を募集し、提出された意見を考慮して平成29年12月から平成30年4月にかけて実施予定にしている「募集要項（案）策定委員会」において決定する。

３　協議経過

第1回委員会　平成29年10月12日

（１）委員会の開催目的

（２）清流園の現状と課題

（３）清流園に係るこれまでの経緯

　　第２回委員会　平成29年10月27日

（１）県内養護老人ホーム入所率

（２）民間譲渡、指定管理、直営のメリット・デメリット及び運営収支、建替え費用シミュレーション

（３）財産処分（譲渡・取り壊し等）による補助金返還等１回目

第３回委員会　平成29年11月8日

（１）清流園指定管理者やまびこ会に清流園運営に関する現状と課題及び将来の展望についてヒアリング

（２）運営方針（案）

第４回委員会　平成29年11月27日

（１）財産処分（譲渡・取り壊し等）による補助金返還等２回目

（２）運営方針（案）報告内容まとめ

４　審議内容

（１）経緯と民営化に対する基本的考え方

　本町においても少子高齢化社会が進行しつつあり、社会･経済環境の大きな変化とともに町民からのニーズが多様化・高度化してきています。そのため、社会福祉関係の経費が増大してきており、限られた財源の中で迅速かつ柔軟に対応するためには、町民の視点での事務・事業の見直しや補完性の原則に基づいた公共サービスの再構築による町民満足度の高度化を図ることを目的として行政改革が推進される必要性があります。

現在、国・地方を通じて進められている行財政改革の一環である財源の再配分や官から民への移行は時代の潮流でもあり、自治体経営の検討は避けて通れない課題ともなっています。こうした状況の中で、本町においても社会福祉業務のスリム化や効果・効率化が検討されてきました。

　しかし、これらを推進するに当たって質の高い福祉サービスを提供し、町民のニーズを低下させないことが最重要であり、そのためには町民から幅広いご意見等を募集し、十分な検討を進めていく必要があります。

本町が抱えている課題の一つに養護老人ホーム清流園の建替え及び施設運営があります。養護老人ホーム清流園の老朽化及び指定管理者の赤字運営を解消するため、平成29年10月に「三股町養護老人ホーム清流園あり方検討委員会」を立ち上げ、その中で今後のあり方についての協議を重ねてまいりました。ここでの協議結果や施設の民営化を進めていくにあたって、町民からのご意見等を募集し、提出されたご意見等を考慮して、最終的な方針決定をしてまいります。

（２）養護老人ホームの現状

養護老人ホームは、老人福祉法第5条の3に規定された老人福祉施設であり、介護施設である特別養護老人ホームと異なり、行政による措置施設のため、法改正に伴い環境上の理由と経済的理由が入所要件になっています。平成17年度の三位一体の改革の一環として老人保護措置費が廃止され、一般財源化が行われています。

検討対象施設である清流園は昭和54年に現在の場所に移転し、38年が経過しています。そのため老朽化が著しくなってきており、これまでに施設の改修及び修繕、バリアフリー化の工事など繰り返し行ってきました。清流園は旧耐震基準に基づいて建設された施設のため、全ての居室が2人部屋だったり、廊下の歩行幅が狭く、対面での通行に支障が生じたりと建物の構造上、現行の耐震基準だとその基準にそぐわない施設になっています。

また、清流園の定員は50人ですが、平成29年11月現在の入所者数は42人で入居率は84％となっています。今後も高齢化は進んでいく見通しですが、老人保健施設、介護保険関係施設、在宅サービス等の介護保険事業の充実により養護老人ホーム清流園は定員割れの状態になっています。本来、介護度が高い入所者の方は、特別養護老人ホームや介護病棟に移られることが原則になっていますが、定員割れの現状から清流園では入所者の看取りまで行っています。

そのような状況下から養護老人ホームの必要性についても検討してきましたが、経済的事情や複雑な事情を抱えている高齢者は介護保険サービスを受けることができないケースがあるため、そういった方の受け皿として養護老人ホームは必要不可欠な施設であるという結論に至っています。

（３）養護老人ホーム清流園及び県内養護老人ホームの運営状況

ア　清流園の運営費は措置人数に応じ、年間約1.2億円を要しています。

イ　県内に養護老人ホームは33施設ありますが、その経営主体状況は自治体直営2施設6.1％、指定管理11施設33.3％、民間（社会福祉法人立）20施設60.6％となっています。また、近年、本町から近い場所で民営化した施設に都城市の望峰園及び清風園（社会福祉法人常陽社会福祉事業団）と串間市のめぐみの郷（社会福祉法人黒潮会）の3施設があります。これら施設の民営化後の経営状況はともに黒字となっています。

（４）養護老人ホーム民営化の妥当性の検討

第六次三股町行政改革大綱に基づき、養護老人ホーム清流園のあり方を検討してきました。検討にあたっては、養護老人ホームの必要性や運営体制における直営・民営の妥当性を検証するとともに、養護老人ホームの現状、運営費、施設の老朽度などの課題・問題に対する調査・分析も行いました。

検証した結果を要点整理すると概略は以下のようになります。

（ア）　養護施設の必要性については、前に述べたとおり、介護保険サービスを受けられない人の受け皿になる施設である。県内の養護老人ホームの入居率は96.4％となっており、施設の立地条件や運営形態の見直しを行えば、本町においてもその必要性・有効性は高い。

（イ）　「行政が直営で行うべきか民営化にすべきか」については、入所措置は行政でなければ行えないが、養護老人ホームの設置運営は必ずしも公立公営でなければならないという訳ではなく、県内では約6割の養護老人ホームが民間で運営されている。

また、「民間へ委譲すべきものか」という点では、行政が民間と競合する必要性は低く、措置費の範囲内での運営ができれば、必ずしも行政が実施しなくてはならないものではない。

（ウ）　施設の老朽化・耐震化の問題があり、将来的に快適なサービス提供を目指し、建て替えの必要性があるが、自治体が施設の建替え等を行う場合、各種補助金制度の活用ができないため不利である。

（エ）　県内にある33施設の養護老人ホームのうち20施設が民間の社会福祉法人により運営されており、近年各自治体運営施設の民間譲渡が進められている。

（オ）　指定管理者であるやまびこ会に聞き取りを行った結果、次のような回答であった。

　　　　　　　①やまびこ会では5つの保育園と指定管理者として養護老人ホームを運営しているが、児童福祉と老人福祉という違う制度の福祉施設を同時運営しており、業務内容や勤務形態が違うことから人的にも経費的にも合理的な経営が難しくなっている。

②運営費収入は町からの措置費が主な財源であるが、11月末現在の入所者が42名と定員50名を大きく割り込み、平成25年度以降赤字が続き積立金を取り崩しているが積立金も残り少ない。

③仮に譲渡を受けるとなった場合、やまびこ会での施設建替えは自己資金も少なく、町の補助金なしには難しい。

　　　　　　　④町内にひとつしかない養護老人ホームの必要性は十分理解しているが、やまびこ会が特別養護老人ホームや介護保険事業など事業展開していないため、採算性が低く、近年赤字運営が続き積立金に頼る決算状況である。

**５**　その他

行政改革推進本部（平成29年12月5日開催）において、委員会の協議結果として答申素案の検討を行い、この度の答申となりました。

今後、パブリックコメントを経て、答申内容に基づいて「募集要項（案）策定委員会」を開催し、本格的な協議を進めていくことになるかと思われますが、入所者の生活の安心と質の向上を目指し、民営化が慎重に進められることを望みます。

|  |
| --- |
| ○三股町養護老人ホーム清流園のあり方検討委員会　委員名簿 |
| 氏　　名 | 所　　属　 | 備考 |
| 西村　尚彦 | 副町長 | 委員長 |
| 黒木　孝幸 | 総務課長 | 　 |
| 鍋倉　祐三 | 企画商工課長 | 　 |
| 綿屋　良明 | 税務財政課長 | 　 |
| 横田　耕二 | 町民保健課長 | 　 |
| 内村　陽一郎 | 会計課長 | 　 |
| ○事務局名簿 | 　 | 　 |
| 齊藤　美和 | 福祉課長 | 　 |
| 永山　誠 | 福祉課補佐 | 　 |
| 杉下　知子 | 福祉課介護高齢者係長 | 　 |
| 楠　淳 | 福祉課介護高齢者係主査 | 　 |
| 宮元　啓彰 | 福祉課介護高齢者係主査 | 　 |